

Q19 米軍基地の返還状況はどうなっていますか。

A

これまで、平成8年(1996年)の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告」など、日米両政府により、沖縄県内の米軍施設・区域の返還に関する計画が度々策定され、北部訓練場の一部や読谷補助飛行場などが返還されてきましたが、いまだ計画で示された全ての返還には至っていません。

最新の計画は、平成25年(2013年)の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」(統合計画)です。この計画では、嘉手納飛行場より南の基地のうち、約1,048ヘクタールについて、施設ごとに返還予定時期の始期を示しています。

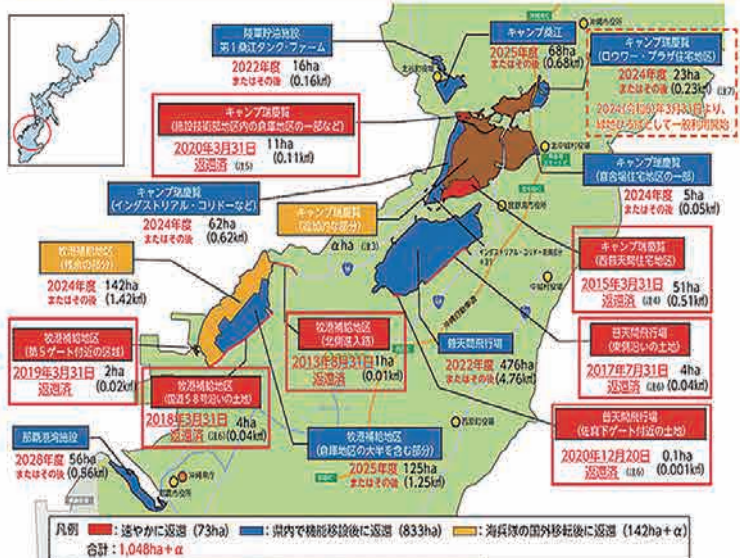
しかし、令和6年度(2025年度)3月末までに返還時期を迎えた794ヘクタールのうち、実際に返還されたのは、70ヘクタールに留まっています。返還が進まない理由の一つとして、県内への基地機能移設が返還の条件とされている場合があることが挙げられます。

また、統合計画で示された約1,048ヘクタールが全て返還されたとしても、全国の米軍専用施設の約69パーセントが依然として沖縄に残ることになり、過重な負担が続くという問題もあります。

そのため、沖縄県は、日米両政府に対し、基地の更なる返還や県外移設、県や市町村の意見を十分に反映させた整理縮小計画の策定などを求めています。

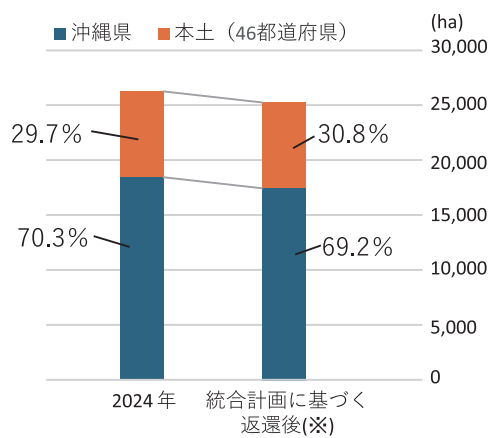
■嘉手納飛行場以南の土地の返還実績 (令和7年度防衛白書)

図表Ⅲ-2-5-9 嘉手納飛行場以南の土地の返還 (イメージ)



(注) 1 図表および本文は、概要の見込みである。これらの見込みは、図表を含まず詳細に示す必要がある。2 各区域の返還は概算を示すものであり、今後行われる測量などの結果に基づき、修正される可能性がある。また、計画は単位(㎡)未満を四捨五入しているため合計値にずれが生じることがある。3 返還可能な返還がどのようかを確認するため、マスタープランの作成過程において確認される。4 キャンプ住居(住居天竺住宅地区)の返還状況については、統合計画において50haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。5 キャンプ住居(住居天竺住宅地区)の敷地一部(一部)の返還状況については、統合計画において10haとしていたが、2013年(平成25年)9月の日米合同委員会(CJMR)の承認により11haとしている。6 読谷補助飛行場(読谷補助飛行場の土地)については、読谷の日米合意により返還しや返還されることとなった。なお、読谷補助飛行場(読谷補助飛行場の土地)には、2021年(令和3年)5月31日返還のワンダーミ基地区分(2ha)を含む。7 キャンプ住居(ロウワー・プラザ住宅地区)については、返還に先立って、移転先を確保して一括移設するための移設費を積み上げていくことについて、2022年(令和4年)5月に日米合意。移転先を確保して一括移設を完了することについて、2024年(令和6年)1月に日米合意。令和6年3月31日に一括返還。8 イングストリア・コロニー(読谷補助飛行場の敷地)の返還については、返還計画を策定することにより行う。

■計画分の基地返還後の基地面積



(※) 計画部分がすべて返還され、かつ、那覇港湾施設代替施設の新規提供があった場合の面積

Q20 米軍基地と引きかえに、沖縄振興予算が措置されてるのではないですか。

A

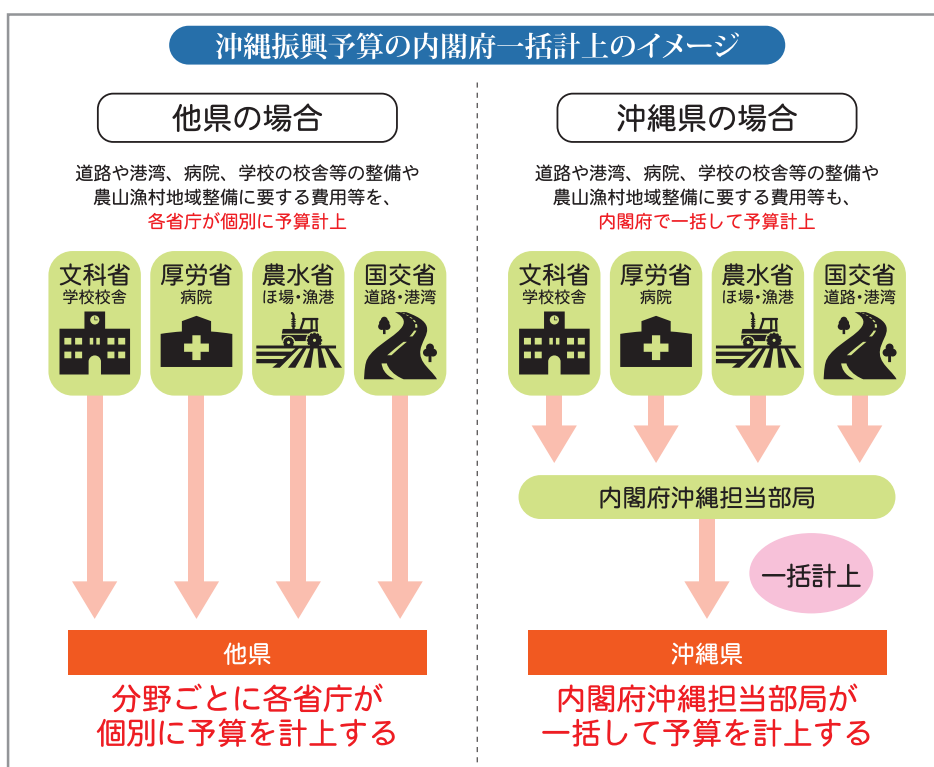
沖縄には米軍基地が集中していることから、県内外の方々に、国から特別に多額の予算が措置されている、との誤解が見受けられますが、それは違います。

沖縄振興は、沖縄の置かれた「特殊な諸事情」を踏まえ、復帰後の本土との格差是正や、沖縄経済の自立的発展のために実施されており、米軍基地の受け入れと引き替えのものではありません。

沖縄振興の根拠法である沖縄振興特別措置法は、離島振興法や山村振興法、北海道開発法と同様に、「国土の均衡ある発展」を目的とした地域振興法の一つとして制定されているものです。

沖縄振興予算は、振興策を総合的かつ計画的に推進するため、他県であれば各省庁が個別に計上する、道路や港湾、病院や学校の校舎等の施設の整備に要する費用等も、内閣府沖縄担当部局が一括して計上する仕組みになっています。

他県にはない独自の仕組みであるため、しばしば誤解されることがありますが、他県と同様の交付金・補助金の枠組みに加えてさらに沖縄振興予算が別途上乘せされているわけではありません。



→他県では各省庁が個別に計上する予算を、沖縄県では内閣府沖縄担当部局予算において内閣府が一括計上(ただし、全国一律の制度である年金、医療、介護に関する社会保障関係費や義務教育国庫負担金等は含まれていない)している。